

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の  
指定に係る告示の一部改正案に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 17 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年9月5日	個人	—	
2	平成 24 年9月5日	個人	—	
3	平成 24 年9月5日	個人	—	
4	平成 24 年9月6日	個人	—	
5	平成 24 年9月 10 日	個人	—	
6	平成 24 年9月 11 日	個人	—	
7	平成 24 年9月 11 日	個人	—	
8	平成 24 年9月 12 日	個人	—	
9	平成 24 年9月 12 日	個人	—	
10	平成 24 年9月 12 日	個人	—	
11	平成 24 年9月 13 日	個人	—	
12	平成 24 年9月 19 日	個人	—	
13	平成 24 年9月 24 日	個人	—	
14	平成 24 年 10 月2日	個人	—	
15	平成 24 年 10 月2日	個人	—	
16	平成 24 年 10 月4日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
17	平成 24 年 10 月4日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		

# 意見書

平成 24 年 9 月 5 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 9 月 4 日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

改正について反対いたします。

現在 25%の制限から、10%に引き下げる妥当な理由がありません。

また、引き下げる場合は、必ず同時に第一種の制限引き下げも検討すべきです。

いたずらに引き下げたいというのであれば、通信事業者全体への規制として制定すべきであり、単純に 10%へ引き下げることは妥当ではありません。

よろしく願いいたします。

受付番号：201209050000026967

受信日付：2012/09/05 13:31:04

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

売れている、売れているとCMで公言しているソフトバンクが第二種にいままで指定されていなかったことが問題だと思うので、今回の改正はいいと思います。

そうすれば、CM（または社長のツイッター等公式でない発表）と本来の発表との間のグレーゾーンがなくなり、消費者にわかりやすい企業になるでしょうから。

受付番号：201209050000026979

受信日付：2012/09/05 15:23:42

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

移動通信端末を対象にしているので、平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）という告示名と合っていないように思われるので、告示名をより明確にした方がいいかと思えます。仮にNTTドコモがiPhoneを扱ったら10%を切るようであれば、もう少し様子を見てもいいのではないかと思えます。

受付番号：201209060000027004

受信日付：2012/09/06 10:03:16

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示  
の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

ソフトバンクモバイルは当然第二種指定事業者になるべき。

これ以上野放し好き勝手にさせるべきではない。

受付番号：201209100000027076

受信日付：2012/09/10 17:38:44

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

ソフトバンクモバイルの指定に賛成する。

これまで指定されていなかったことの方が問題だったと思う。

内容を見る限り反対する理由はどこにもないし、むしろ、一定のルールのもと接続料を算定し公表することが公正な競争に繋がると思う。

接続料金に関する部分や接続約款の届出などユーザーにとっても特にデメリットとなるところは感じられない。

過去に2度程ソフトバンクは反対していたらしいが、その理由も意味不明。

私はソフトバンクを使っているユーザーとして今回の指定に賛成する。

受付番号：201209110000027091

受信日付：2012/09/11 12:50:27

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

ソフトバンクを第2種電気通信事業社にする件ですが、ソフトバンクに対する規制が厳しくなるのであれば賛成です。

ソフトバンクは、テレビで日本人をバカにするようなCMを流しており、非常に不快です。社長が朝鮮人不法入国者の子供で反日精神があり、日本で商売しているにも関わらず、朝鮮人のメンタリティが残っており危険人物です。竹島問題が発生していることも有り、社長を朝鮮に帰国させるべきだと思います。

メディア、情報端末は非常に危険な道具であり、外国人が経営する会社が力をもつことは問題です。海外では、メディア規制が厳しいのですが、日本は緩すぎます。法改正して、外国人が情報産業に影響力を持つことは排除出来るようにした方が良いと思います。

ソフトバンクは在日朝鮮人特別割り引きをしており、日本人が不当に料金を高く設定されおり、非常に問題です。

又、DOCOMO, AU ユーザからも間接的にお金を巻き上げています。

国から払い下げられた銀行も即転売して利益を上げるなど、問題ばかりの企業ですので、免許停止にすべきです。どうして、国がこんなことを許しているの？



受付番号：201209110000027095

受信日付：2012/09/11 15:39:43

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

ソフトバンクモバイル株式会社を第二種指定電気通信設備に指定することに賛成です。

重要な通信インフラを整備する企業としてソフトバンクモバイル株式会社を認定し、正しくインフラ整備が行われるようにすべきだと思います。

受付番号：201209120000027102

受信日付：2012/09/12 06:29:20

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

改正に賛成です。第二種指定電気通信設備にソフトバンクを含めるべきであるし、今までの占有率25%以上が高すぎだったと思います。10%は適正なラインだと思います。

受付番号：201209120000027107

受信日付：2012/09/12 11:32:14

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

日本の携帯電話キャリアというとドコモ/KDDI (au) /ソフトバンクモバイルと3社が同列であることは間違いが無いのに、規制する法律が異なるのは公正さに欠ける。

業界内シェアとしても、また国民の認識としてもドコモ/KDDI と同等の扱いを受けているのであるから早々にソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備を規定するべきだ。

受付番号：201209120000027128

受信日付：2012/09/12 21:29:38

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

予てより対象である社の代表も望んでいたことですので、まさしく歓迎すべき事案だと思われます。

受付番号：201209130000027139

受信日付：2012/09/13 09:15:50

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

主要キャリアが対等な立場で競争できるようになるので改正すべき。

受付番号：201209190000027293

受信日付：2012/09/19 01:33:44

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

ソフトバンクだけ何も規制されず、他の通信業者と比べて不当に有利な立場にあったので、第二種指定電気通信設備に指定し、今の特権を持つような状態を是正して他の通信業者と同じ土俵で公正に競争させる事に大賛成です。

受付番号：201209240000027737

受信日付：2012/09/24 16:42:11

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

第二種指定電気通信設備に指定されれば、接続約款を総務大臣へ届け出たり、公表したりすることが義務付けられ、接続料の算定も総務省が示したガイドラインに則ることになるので、大賛成です。

受付番号：201210020000028137

受信日付：2012/10/02 01:34:40

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

今回のパブリックコメントに際し趣意に賛同致します。

当該社が指定される事によりモバイルネットワークオペレータとして、モバイルネットワークビジネスの持続的継続的かつ公平な条件で運用される事と期待しております。



受付番号：201210020000028303

受信日付：2012/10/02 23:26:37

案件番号：145208048

案件名：

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集

宛先府省名：総務省

郵便番号：

住所：

氏名：

連絡先電話番号：

利用者メールアドレス：

提出意見：

異議なし。

意見書

平成24年10月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-6150  
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
経営企画部 企画調整室  
電話番号：  
メールアドレス：

「情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

### 意見

今回の電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の改正は、本年6月の電気通信事業法施行規則の改正を踏まえて行われるもので、ソフトバンクモバイル殿が本年中に新たに指定されることで今年度内に同社は総務大臣へ接続約款を届出することとなります。また、同社には平成25年度から接続会計の整理・公表の規定が適用されることとなり、これらの規定により、今後、同社の相互接続料算定の透明性確保、ならびに接続協議の円滑化が図られることが見込まれます。

同社の不透明な相互接続料算定については、当社が行った平成22年度適用相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りになったことに加え、本年2月に公表された平成23年度適用相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえると、適時適切な措置として賛同いたします。

他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなります。

加えて、事業者の立場では相互接続料算定の適正性について、接続会計報告書を基に一定程度の検証は為し得るものの、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに依拠した適正な算定が行われているかどうかは、事業者間の合意に基づく情報開示が実現できなければ検証できません。仮に昨年度と同様に不透明な算定が継続されることとなれば、省令改正ならびに指定告示改正の意義が大きく損なわれる事態になることが懸念されます。

したがって、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を強く要望いたします。

以上

## 意見書

2012年10月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本告示の改正に先立ち施行された、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令では、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の基準や第二種指定電気通信設備の指定制度設立時に係る PHS を除外した経緯を参考として、二種指定事業者の指定基準を「十分の一」と定めております。平成 24 年 3 月 22 日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書にて述べさせていただいたとおり、当該指定基準については論拠が薄弱なものであり、合理性が認められないものと考えております。については今後、改めて本制度を見直し、合理的な結論を得て頂きますようお願いいたします。

以上